

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

平成22年度鳥取県防災行政無線保守業務 一式
(業務の内訳とその予定数量)

ア 定期点検	1回
イ 故障修理（重故障A）	10回
ウ 故障修理（重故障B）	10回
エ 故障修理（中故障A）	10回
オ 故障修理（中故障B）	10回
カ 故障修理（軽故障A）	10回
キ 故障修理（軽故障B）	12回

なお、本件入札に係る契約は、落札額にその5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を総支払額の上限額とする定期点検及び故障修理の単価契約とする。

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

本件入札は、電子入札（鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）によるものとする。）又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した(1)の業務に要する費用の合計金額（以下「入札見積金額」という。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、本件入札に係る契約に基づく委託料の請求は、契約書に記載する(1)のAからキまでの業務ごとの単価にそれぞれの実施回数に乗じて得た金額の合計額にその5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により行うこととするので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札見積金額の入力又は記載に当たっては、見積もった金額の105分の100に相当する金額によること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（その資格区分が役務のその他設備保守管理であるものに限る。以下「基本資格」という。）を有すること。

なお、現時点において基本資格を有していない者であっても、その申請書類を平成22年3月3日（水）正午までに4の(3)の場所に提出すれば、別に定める資格付与条件に適合する限り、入札参加資格を確認する

際に基本資格を付与する。

- (3) 平成22年2月12日(金)から同年3月19日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成22年2月12日(金)から同年3月19日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項の登録を受けていること。

3 契約担当部局

鳥取県防災局防災チーム

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局庶務集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 委託業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災局防災チーム

電話 0857-26-7789

(3) 基本資格の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、平成22年2月12日(金)から同年3月3日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>)から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成22年2月12日(金)から同年3月2日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月3日(水)の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成22年3月12日(金)午前11時から同月19日(金)正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日(木)午後5時までとする。)

イ 開札日時

平成22年3月19日(金)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

本件入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- (3) 本件入札への参加を希望する者は、入札参加資格に適合することを証する書類を4の(1)の場所に平成22年3月3日（水）正午までに入札説明書で示すところにより提出し、その確認を受けること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として入札見積金額にその5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されており、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額にその5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札、入札参加者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札参加者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の入札見積金額をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となる。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成22年2月定例会において本件業務に係る予算が可決されなかったときは、開札を行わず、本件入札を中止する。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: 2010 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set
- (2) March 3, 2010 0:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 19, 2010 0:00 PM: Time-limit for submission of tenders
March 18, 2010 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice: Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan,
TEL 0857-26-7789